

令和6年6月20日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
中 尾 正 俊  
(公印省略)

「科学的介護情報システム（LIFE）」の  
電子請求受付システム利用に伴う経過措置について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

新 LIFE システムの利用については、電子請求受付システム（介護を利用するため、電子請求受付システム（介護）を使用した介護給付費の請求（以下「インターネット請求」という。）の利用が必要であることが示されておりますが、今般、令和6年8月1日までにやむを得ない事情からインターネット請求の利用を開始できない事業所については、経過措置として、管理ユーザアカウント情報を発行・郵送されることです。対象事業所や申請方法等の詳細は添付資料をご参照ください。

については、貴会におかれましても、本件をご了知の上、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol.1276

「科学的介護情報システム（LIFE）」の電子請求受付システム利用に伴う経過措置  
について

(令6.6.17 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737